



平成28年6月30日
岡山市消費生活センター

「不要な〇〇買い取ります」との訪問には注意！

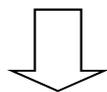
事例：

「不要な衣類を買い取る」と電話があり、来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それを売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。



冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。(70歳代 女性)

※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第157号より抜粋



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 事業者が消費者の自宅等に行き不要品を買い取る訪問購入は、家にいながら不要品を処分できる利便性の一方、トラブルになりやすい契約です。
- 訪問購入では、消費者の了解を得ずに消費者宅に訪問して営業すること、衣類の買い取りでの訪問を許可した際に貴金属の買い取りを迫ることなどは原則禁止されています。
- 契約の際には、事業者の連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。
- 上記書面の受取後8日間は、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができます。また、クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒めます。
- 契約トラブルで困ったときには消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分